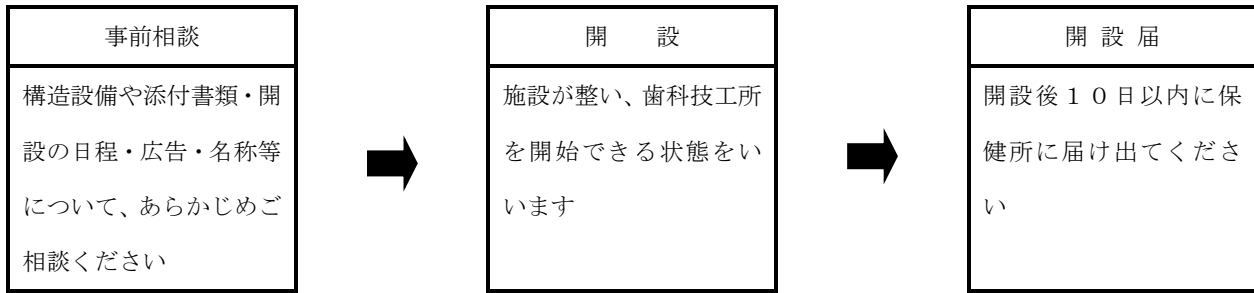


◎ 手続きの流れ



◎ 開設後の実地検査について

開設届受理後、7～10開庁日を目安に実地検査を行います。検査時の確認事項は、以下を参照してください。

歯科技工所全般	・住居、店舗等の一部を使用する場合、歯科技工所が構造上・機能上独立しているか（出入口を別に設ける等、明確に区画されていること）
技工室	・適切な面積を有しているか（10㎡以上有すること）
防火措置	・消火用器具、機器の設置等、防火に対する措置がとられているか
清潔保持	・清潔が保持されているか
採光・換気	・十分な採光及び換気が確保されているか
廃棄物	・廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び機器を有しているか
広告	・法に規定する広告の制限を逸脱していないか
防犯対策	・セキュリティシステムの導入等、歯科技工所における防犯対策がとれているか ・個人情報保護に努めているか（技工録等保管場所の施錠、PCのパスワード管理等）

◎ 広告に関する規制について

原則として、法律に定められた事項以外は広告できません。

歯科技工士法第26条

歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。
1 歯科医師又は歯科技工士である旨 2 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 3 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 4 その他都道府県知事の許可を受けた事項

【問合せ先】
 〒520-0047
 大津市浜大津四丁目1番1号
 明日都浜大津1階
 大津市保健所保健総務課医事薬事係
 電話：077-522-6757